

教育相談の充実について

～児童生徒一人一人に対して、
きめ細かな対応をしていきます～



現代社会の大きな変容の中で、家庭の教育力や地域社会の機能の低下が著しく、また児童生徒の抱える問題が多様化、深刻化する傾向も見られます。いじめや暴力行為などの問題行動及び不登校などの諸課題の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、学校、地域など児童生徒の置かれている環境の問題もあり、これらにきめ細かく対応していくことが大切です。

愛知県教育委員会では、児童生徒をはじめ、保護者等がいじめの問題や家庭教育についての相談ができるよう、各種相談窓口を設置しています。いつでもご相談ください。



愛知県教育委員会 教育相談一覧
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyoiku-kikaku/kyoiku-sodan.html>



教育は
未来へつなぐ
希望の輪

障害のある人もない人も、 互いに、その人らしさを 認め合いながら、 共に生きる社会に向けて

不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、条件をつけたりしてはいけません。



合理的配慮の提供

障害のある方から配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で必要な配慮(合理的配慮)を行うことが求められます。



障害者差別解消法や愛知県障害者差別解消推進条例により、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められています。

「不当な差別的取扱いを受けた」「合理的配慮を提供してもらえなかった」といった相談については以下の窓口で受け付けています。

市町村 障害福祉担当部署や相談センターなど

愛知県 すべての相談窓口

条例に関する問合せ先 愛知県福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ
電話 052-954-6294 FAX 052-954-6920 メール shogai@pref.aichi.lg.jp

障害者差別解消法についての詳細は内閣府のホームページをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

児童虐待を巡る問題が深刻化する中、厚生労働省は毎年11月を「児童虐待防止推進月間」として定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施する期間としています。

本県においても、期間中は県内各所において、児童虐待防止のための啓発資材の配布や掲示、研修等による広報・啓発活動を実施します。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

いちやく

189ダイヤル

(児童相談所全国共通ダイヤル)

- ・虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
- ・「児童相談所全国共通ダイヤル」にかけるとお近くの児童相談所につながります。
- ・通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

